

# 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象及び客体

### (1) 基本票

都道府県を対象とし、以下に掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(医療施設がみなしで行っている(介護予防)訪問看護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)通所リハビリテーションを除く。)

### (2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とし、訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所については層化無作為抽出した事業所、それ以外についてはその全数(休止中を含む。)を調査客体とした。

調査の対象及び客体数

	調査客体数 <sup>1)</sup>	回収客体数 <sup>2)</sup>	集計客体数 <sup>3)</sup>	回収率(%) <sup>4)</sup>
総 数	258 731	225 140	220 663	87.0
介護保険施設				
介護老人福祉施設	8 625	7 929	7 925	91.9
介護老人保健施設	4 229	3 886	3 875	91.9
介護医療院	924	851	847	92.1
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問入浴介護	1 509	1 318	1 296	87.3
介護予防訪問看護ステーション	17 941	15 985	15 716	89.1
介護予防通所リハビリテーション	8 268	7 662	7 407	92.7
介護予防短期入所生活介護	11 480	10 256	10 151	89.3
介護予防短期入所療養介護	4 747	4 335	4 297	91.3
介護予防特定施設入居者生活介護	5 466	4 598	4 582	84.1
介護予防福祉用具貸与	7 782	6 534	6 445	84.0
特定介護予防福祉用具販売	7 720	6 517	6 433	84.4
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 411	3 077	2 823	90.2
介護予防小規模多機能型居宅介護	5 167	4 508	4 424	87.2
介護予防認知症対応型共同生活介護	14 084	12 837	12 751	91.1
介護予防支援事業所	※ 4 968	4 493	4 484	90.4
居宅サービス事業所				
訪問介護	※ 13 297	10 029	9 625	75.4
訪問入浴介護	1 677	1 450	1 419	86.5
訪問看護ステーション	18 534	16 472	16 193	88.9
通所介護	※ 15 693	13 285	13 148	84.7
通所リハビリテーション	8 324	7 713	7 453	92.7
短期入所生活介護	12 053	10 771	10 664	89.4
短期入所療養介護	4 845	4 423	4 384	91.3
特定施設入居者生活介護	5 982	5 019	5 012	83.9
福祉用具貸与	7 920	6 591	6 498	83.2
特定福祉用具販売	7 760	6 537	6 451	84.2
地域密着型サービス事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 505	1 230	1 181	81.7
夜間対応型訪問介護	250	205	190	82.0
地域密着型通所介護	19 473	15 688	15 409	80.6
認知症対応型通所介護	3 694	3 332	3 055	90.2
小規模多機能型居宅介護	5 618	4 910	4 822	87.4
認知症対応型共同生活介護	14 439	13 154	13 089	91.1
地域密着型特定施設入居者生活介護	374	327	324	87.4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	1 091	930	914	85.2
地域密着型介護老人福祉施設	2 560	2 354	2 348	92.0
居宅介護支援事業所	※ 7 321	5 934	5 028	81.1

注:1)調査客体数は、基本票の活動中又は休止中の施設・事業所数である。「※」は抽出後調査票を配布した事業所数である。

2)回収客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数である。

3)集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4)回収率(%)=「回収客体数」÷「調査客体数」×100で算出している。

### 3 調査の時期

令和6(2024)年10月1日

### 4 調査事項

#### (1) 基本票

① 施設基本票： 法人名、施設名、所在地、活動状況、定員

② 事業所基本票： 法人名、事業所名、所在地、活動状況

#### (2) 詳細票

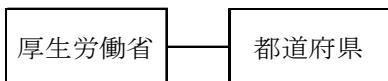
① 介護保険施設： 開設・経営主体、在所者数、居室等の状況、従事者数等

② 居宅サービス事業所等： 開設・経営主体、利用者数、従事者数等

### 5 調査の方法及び系統

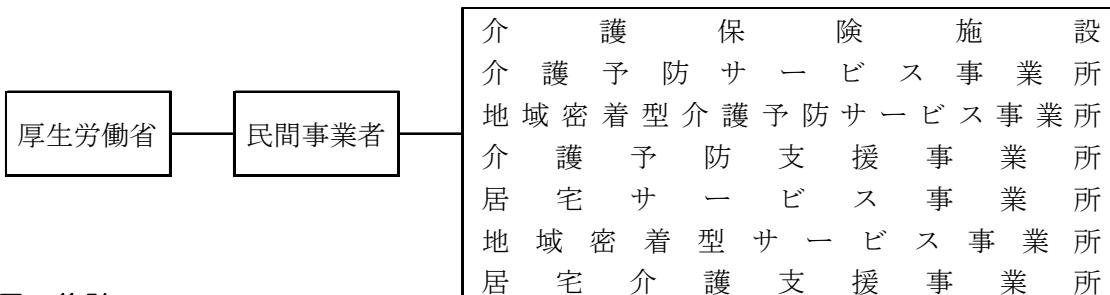
#### (1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



#### (2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及びオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



### 6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）で行った。

### 7 利用上の注意

#### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数(率)の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。

(5) 表1、表2、参考表以外の数値は推計値である。推計方法については、

厚生労働省HP(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2b.html>)に掲載している。